

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休むが、
日替りする
の翌日)

条例

目次

- ◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 告 示 他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険法による申出の受理があつたものとみなされるもの
救急病院の指定
土地の用途廃止
- ◇ 選管告示 衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附等の報告書の要旨

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表の第一種県営住宅の表中

四十四年誠	道境港市高松町簡易耐火四、九〇〇円	を
四十四年誠	道境港市高松町簡易耐火四、九〇〇円	を
四十四年上粟鳥米子市彦名町	中層耐火五、八三〇円	に改め、

同表の第二種県営住宅の表中

四十四年三	柳米子市両三柳簡易耐火三、九〇〇円	昭和四十五年一月二十四日設置	を
四十四年三	柳米子市両三柳簡易耐火三、九〇〇円	昭和四十五年一月二十四日設置	を
四十四年西郷	八頭郡河原町大字中井簡易耐火三、九四〇円		に改める。
四十四年浦安	東伯郡東伯町大字下伊勢簡易耐火四、〇〇〇円		に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の中出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
野嶋整形外科・ 外科 医院	米子市二本木字高木 四九二二三	全国	昭和四十五年一月十六日
田辺外科医院	道笑町四丁目 九五	"	二月 六日
有限会社 稲田松太郎薬局	" 紺屋町一	" (島根、 岡山、兵庫、 広島、山口、 京都は申出 済)	"
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目 二〇九	全国	十六日

鳥取県告示第百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二の七	昭和四十五年一月 一日
野嶋整形外科・ 外科 医院	米子市二本木字高木 四九二の三	" 十六日
財団法人 恵仁会 薬局	" 西町三六の一	" 二月 二日
田辺外科医院	" 道笑町四丁目九五	" 六日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九	" 十六日

鳥取県告示第百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急病院を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡岩美町大字浦富六四五
岩美町国民健康保険 浦 富 病 院

鳥取県告示第百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年二月十六日から用途廃止した。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十五年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和44年12月27日執行衆議院議員総選挙
- 2 期 間 昭和45年1月15日から 昭和45年2月5日まで 第3回
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 2,987,600円
- 4 報告書の要旨

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字鐘鋳場一、三二五ノ一番地先から 二、三二五ノ一〇番地先まで	六一・六三	道路敷

候補者氏名	党派	正道	所属党派	氏名	野坂 一
-------	----	----	------	----	------

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名) (職業) (寄附額) 円	家庭費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
その他の寄附	その他収入
0	0
今回の計	今回の計
0	27,699
前回の計	前回の計
4,650,000	2,094,165
総計	総計
4,650,000	2,121,864

報告書受理年月日 昭和45年2月6日 第2回報告分

候補者氏名		川上 智正	所属党派	公明党	出納責任者氏名	庵野 勝文
収入	主たる寄附					円
	(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)			円
				人件費		0
				家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集合会費		0
				通信費		8,236
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				沐浴費		0
				雑費		0
	その他の寄附					0
	その他の収入					0
	今回計			今回計		8,236
	前回計			前回計		648,708
	総計			総計		656,944
	報告書受理年月日	昭和45年2月6日		第3回報告分		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】